事　　務　　連　　絡
令和６年３月１９日

介護保険事業所　各位

豊明市長寿課長

介護報酬における地域区分の変更について（通知）

日頃は、本市の介護保険行政に御協力賜りまして、感謝申し上げます。
標記のことにつきまして、令和６年４月の介護報酬改定にあわせて、下記のとおり地域区分が変更となりますので、お知らせします。

記

１　豊明市の地域区分

令和５年度「６級地」⇒令和６年度「５級地」

２　留意事項
・地域区分は、事業所が所在する市町村の地域区分が適用されます。
・令和６年４月利用以降のサービス提供に係る報酬を請求する際には、請求ソフトの地域区分を「５級地」としてください。
・令和６年３月利用以前のサービス提供に係る報酬を請求する際には、地域区分を「６級地」で請求していただく必要がありますので御注意ください。
・「５級地」は令和６年度から令和８年度までの間に適用される地域区分です。
・住所地特例対象者については、施設所在地の市町村の地域区分が適用されます。

担　当　長寿課介護保険係
電　話　０５６２－９２－１２６１（直通）
メール　choju@city.toyoake.lg.jp